

## 令和3年1月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和3年1月27日 午後1時30分																						
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル																						
3. 農業委員の出席状況 (○出席 □欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)																							
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">○ 1 番 伊藤 薫</td> <td style="width: 33%;">○ 2 番 吉永 守</td> <td style="width: 33%;">○ 3 番 柿山 享</td> </tr> <tr> <td>○ 4 番 大久保 純三</td> <td>○ 5 番 武部 文男</td> <td>☒ 6 番 大川内 満舎信</td> </tr> <tr> <td>○ 7 番 松尾 奈津子</td> <td>○ 8 番 田中 康</td> <td>○ 9 番 崎田 隆</td> </tr> <tr> <td>○ 10番 吉原 順穂</td> <td>○ 11番 益本 徳市</td> <td>○ 12番 梶山 達男</td> </tr> <tr> <td>○ 13番 田中 晴美</td> <td>○ 14番 山本 鉄美</td> <td>○ 15番 松永 敬資</td> </tr> <tr> <td>○ 16番 藤川 吉生</td> <td>○ 17番 崎村 康子</td> <td>○ 18番 瀬川 伸清</td> </tr> <tr> <td>○ 19番 山川 重晴</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享	○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	☒ 6 番 大川内 満舎信	○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆	○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男	○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資	○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清	○ 19番 山川 重晴		
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享																					
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	☒ 6 番 大川内 満舎信																					
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆																					
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男																					
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資																					
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清																					
○ 19番 山川 重晴																							
出席農業委員数 18名                      在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。																							
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)																							
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>○ 松田 実男</td> <td>○ 大久保 耕次</td> <td>○ 安永 光男</td> <td>○ 岩木 保徳</td> <td>○ 松永 勝也</td> </tr> <tr> <td>○ 松瀬 義之</td> <td>○ 大石 裕</td> <td>○ 鈴立 企一</td> <td>○ 百枝 純治</td> <td>○ 萩原 健詞</td> </tr> <tr> <td>○ 村田 勝美</td> <td>○ 立山 義典</td> <td>○ 早坂 勇</td> <td>○ 松尾 和広</td> <td>○ 紙本 政信</td> </tr> <tr> <td>○ 川下 實</td> <td>○ 吉田 政明</td> <td>○ 北川 廣海</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男	○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞	○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広	○ 紙本 政信	○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海			
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男	○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也																			
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞																			
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広	○ 紙本 政信																			
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海																					
5. 農業委員会以外の出席者																							
6. 事務局職員の出席者																							
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二																					
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	主 任 川村 和男																					
7. 議 長	山 川 重 晴																						
8. 議事録署名委員の指名																							
15 番                      松 永 敬 資	16 番                      藤 川 吉 生																						

事務局長

皆様こんにちは。ただ今から1月の定例会を開会いたします。今年初めての会議でございます。今年もよろしくお願ひします。皆様の任期も残すところ2ヶ月余りとなっております。今年の農業委員会の重点活動ということで主なものが5項目ございました。農地の集積、遊休農地・荒廃農地の解消、適正な非農地処理、農業者年金の新規加入者の確保、全国農業新聞の購読の推進でしたが、1月末現在で何とか全ての数値目標をクリアしております。詳細につきましては来月ご報告を申し上げたいと思います。それでは会長のご挨拶を受けまして1月の総会に移りたいと思います。

会 長

皆様こんにちは。お忙しい中にご出席いただきまして誠にありがとうございます。初めての会でございます。コロナ禍で大変な状況で皆様方も家族お揃いで輝かしい年を迎えられたこととお喜び申し上げます。コロナの状況は長崎県も発生が多いということで緊急事態宣言が出されたところでございます。私どももいろんな会議の規制を受けているわけで、前回も申し上げましたように農業委員会も全国を見ると中には半数位で会議を開催しているというところもありますが、松浦市としましてはなるだけ全員出席いただきまして、議案の審議をさせていただきたいと思っております。特別なことがない限りは、こういう状況で密にならないように配列も考えながら、換気も十分にしながら、対応させていただきたいと考えております。

それから先ほど局長の方から話がありましたけれど、農業委員会の年間活動として4月に協議いただいて、それに基づいて取り組んでいるわけですが大方の数値をクリアできました。これは皆様方の日頃の活動の賜物と思っておりますお礼を申し上げたいと思います。また、先月に年金が1名足りません、全国農業新聞も2名足りないのので何とかクリアできないか、とお願ひしたところですが、全国農業新聞につきましては大久保委員が2件ほど推進していただきました。これで目標クリアでございます。本当にありがとうございました。年金のほうも1名足りないということでお願ひしたところですが、先般山本委員と大川内委員のお二方に頑張っていたいただきましてクリアしたところでございます。更に上乘せをしまして吉原委員が頑張っていたいただき、1名推進できたところでございます。おかげさまで今年は久々に2名以上クリアできた状況でございます。吉原委員、本当にありがとうございました。そういう状況でございます、何とか年間の数値目標をクリアでき、皆様の取り組みに対してお礼を申し上げたいと思います。総会を始める前に2名の方に褒賞をお渡ししたいと思ひます。最初に年金を推進していただきました吉原委員にお渡しいたします。ありがとうございました。それから全国農業新聞の分で大久保委員に推進していただきました。ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思ひます。まず本日の欠席委員でございますが6番の大川内委員から欠席届が出されております。本日の議事録署名人を15

番の松永委員と16番の藤川委員の両名に本日の議事録署名人をお願いしたい  
と思います。それでは各種報告に入ります。

事務局 各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。令和2年10月29日  
に志佐町横辺田免■■番地、■■■■氏からあっせんの申し出があった分  
です。相手方は、志佐町横辺田免■■番地 ■■■■氏です。あっせん会を1月  
22日に上志佐公民館で行い、1回で協議が整いましたので、1月29日に市役所  
で調印式を行う予定です。以上でございます。

議 長 この件につきましては、あっせん委員の方からも状況報告をお願いしたい  
と思います。どちらかお願いします。

あっせん委員 推進委員8番の鈴立です。ただ今、事務局から説明がありましたように、  
先日22日にあっせん会を開きまして双方とも気持ちよく合意に至りました  
のでご報告いたします。29日に調印となっております。以上です

議 長 ありがとうございます。お世話様でございました。

事務局 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、  
ご説明いたします。

1件目の貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏分は、平成30年6月20日から  
令和3年6月19日までの3年間の賃貸借契約でしたが、機構への借換えのため  
の解約となっております。2件目の貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏分  
は、平成30年12月20日から令和3年12月19日までの3年間の賃貸借契約とな  
っております。こちらは、借り人の都合による解約です。3件目の貸人：■■  
■■■■氏、借人：■■■■氏分は、令和元年6月20日から令和4年6月19日ま  
での3年間の賃貸借契約となっておりますが、今回の集積計画に上がって  
おります新規分と期間を合わせるために解約されるものです。4件目の貸  
人：■■■■氏、借人：■■■■氏分は、令和2年6月29日から令和5年6  
月28日までの3年間の賃貸借契約となっております。こちらは、借り人の  
都合による解約です。5件目の貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏分は、  
令和2年6月20日から令和5年6月19日までの3年間の賃貸借契約とな  
っておりますが、経営継承による借り換えのための解約です。6件目の貸人：■■  
■■■■氏、借人：■■■■氏分は、平成29年12月20日から令和5年12月19日ま  
での6年間の賃貸借契約となっていたものが、農地法3条による解約になりま  
す。

続きまして、申請事件の処理状況について資料に沿って読み上げさせてい  
たきます。

〈 申請事件の処理状況以下、資料読み上げ 〉

農地法関係  
令和2年12月分

条項	申請人	転用目的	申請面積	処理状況
4		資材置場	1,023 m <sup>2</sup>	R3.1.15 許可

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5			駐車場用地	432 m <sup>2</sup>	R3.1.15 許可
			一般個人住宅	482 m <sup>2</sup>	R3.1.15 許可

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	親子間での生前贈与	2	6,460 m <sup>2</sup>	1,871 m <sup>2</sup>	8,331 m <sup>2</sup>
	未登記整理	1	59 m <sup>2</sup>		59 m <sup>2</sup>
	経営規模拡大	1	760 m <sup>2</sup>		760 m <sup>2</sup>
計		4	7,279 m <sup>2</sup>	1,871 m <sup>2</sup>	9,150 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	一般住宅用地	1	6.25 m <sup>2</sup>		6.25 m <sup>2</sup>
	進入路	1	1,364 m <sup>2</sup>		1,364 m <sup>2</sup>

証明関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
土地改良法第三条資格者証明		6			

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		13	21,264.97 m <sup>2</sup>	15,877.00 m <sup>2</sup>	37,141.97 m <sup>2</sup>
賃借権		11	17,610.97 m <sup>2</sup>	13,560.00 m <sup>2</sup>	31,170.97 m <sup>2</sup>
使用貸借		2	3,654.00 m <sup>2</sup>	2,317.00 m <sup>2</sup>	5,971.00 m <sup>2</sup>
計		13	21,264.97 m <sup>2</sup>	15,877.00 m <sup>2</sup>	37,141.97 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	4,436.97 m <sup>2</sup>		4,436.97 m <sup>2</sup>
農業振興地域整備計画の変更について	4	1,611.00 m <sup>2</sup>	1,325.00 m <sup>2</sup>	2,936.00 m <sup>2</sup>
計	5	6,047.97 m <sup>2</sup>	1,325.00 m <sup>2</sup>	7,372.97 m <sup>2</sup>

承認関係

内容	筆数	面積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	2	865 m <sup>2</sup>	128 m <sup>2</sup>	993 m <sup>2</sup>
松浦市賃借料情報の公表について				

議長 各種報告が終わりました。ここで何かお聞きしたいことはありませんか。分かりにくかったところとかよろしいでしょうか。

(意見なし)

議長 ご意見もないようでございますので付議事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、ご説明いたします。5ページをお開き下さい。

事件番号1番です。譲渡人は調川町下免■■番地■■氏、譲受人は同住所地・■■氏です。対象農地は、調川町下免字■■番、地目:畑、■■平方メートル、字■■番、地目:畑、■■平方メートル、字■■番、地目:田、■■平方メートル、同所■■番、地目:畑、■■平方メートルの4筆で、申請事由は親子間での生前贈与による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が9,674平方メートル、農従者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号2番です。譲渡人は今福町木場免■■番地■■氏、譲受人は今福町木場免■■番地■■氏です。対象農地は、今福町木場免■■番、地目:田、■■平方メートルの1筆で、申請事由は、未登記整理による所有権移転の許可申請です。具体的には、国土調査において■■氏の土地の中に■■氏名義の土地が入っていることが分かったため、名義人を正すものであります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が10,118平方メートル、農従者は1名、農業従事日数は年間200日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号3番です。譲渡人は星鹿町牟田免■■■番地■■■■氏、譲受人は同住所地の■■■■氏です。対象農地は、御厨町池田免■■■■番、地目:畑、■■■平方メートル、同所■■■番、地目:畑、■■■平方メートル、同所■■■番、地目:畑、■■■平方メートルの3筆で、申請事由は親子間での生前贈与による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が21,624平方メートル、農従者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、ご審議をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。地元委員さんからの意見をお聞きしたいと思います。所有権移転について、事件番号1、村田推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員11番の村田です。■■■さんの親子間の話であり娘さんもずっと自宅におられ牛を飼われており、かなり忙しい状態で作業をされておられました。別に特段問題はないと思われまます。どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは事件番号2について立山推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員12番の立山です。事務局から説明がありましておりのこの地区は一昨年前に地籍調査がなされておりまして、その時に■■■さん所有の田の中に■■■さんの土地があることがわかりまして、この2人は近所で■■■さんも■■■さんも全然知らなかったということでその時に分かった次第でございます。それと■■■さんから■■■さんが長年使用されていることを承諾していますので、■■■さんの方で手続きをしてくださいということで登記の手続きを■■■さんがされたということでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは事件番号3について、地元委員の藤川委員お願ひいたします。

16番 農業委員16番の藤川です。この■■■さんの件についてはこの農地にはトマトのハウスが入っているわけです。親子間の贈与ですので特に問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。今地元委員の方からも所有権移転については問題ないというようなご意見でございます。ここで皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件について何かご意見等ございませんか。

5番 農業委員5番の武部です。事件番号2についてですけど、判明したのは国土調査が2年ほど前にあって分かったという状況ですね。だから、これは何か以前に取引されたということはないのでしょうか。お互いが分からなかったけどたまたま国土調査で判明したのでこれはあなたにやるよ、という状況になったということですね。これは未登記の整理となっておりますが土地をやるからやるということですね。わかりました。

議長 他に何かございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって議案第1号は申請どおり許可することといたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。これは委員さんの分でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

議長 それでは議案の説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、ご説明いたします。6ページをお開き下さい。

事件番号1番です。譲渡人は調川町上免■■番地■■■■■■氏、譲受人は調川町上免■■番地■■■■■■氏です。対象農地は、調川町上免■■番、地目:田、■■平方メートル、同所■■番、地目:田、■■平方メートルの2筆で、申請事由は経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が19,763平方メートル、農従者は2名、農業従事日数は年間200日となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、ご審議をお願いします。

議長 地元委員さんのご意見を聞きたいと思います。村田推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員11番の村田です。これは■■■■さんがずっと前から■■■■さんの分を自分の家の近くであり小作されていて、■■■■さん自体がもう高齢になり戻してもらっても作付できないということで、■■■■さんが買うことになりました。以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。今、問題ないというご意見でございました。ここで皆様方の質疑を受けたいと思います。この案件につきまして何かご意見とかございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 議案第2号は申請どおり許可することといたします。

(関係委員 着席)

議長 次に議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。7ページをお開き下さい。

事件番号1番です。現地の位置図、字図、土地利用計画図を議案の43ページ、46ページに添付しております。なお、図面の作成上、字図と都市利用計画図の方位があっておりませんが、その点ご了承ください。譲受人は佐世保市赤崎町■■■■番地 ■■■■株式会社、譲渡人は志佐町栢木免■■■■番地 ■■■■氏です。申請地は、松浦市役所から南へ約■■■■キロメートルであり、所在地は志佐町高野免■■■■番、地目：田、■■■■平方メートルで、売買による所有権の移転を行います。転用の目的は、隣接する■■■■番を併用し一般住宅用地として土地の造成のみを行うものです。農地区分については、農地区分は都市計画法における用途地域にある農地のため第3種農地となります。(第2種中高層住居専用地域)土地利用計画については、現状のまま利用します。排水に関しては、雨水は都市下水路へ放流し、汚水及び生活雑排水は下水道へ接続します。最後に、残高証明書によって資金計画を確認し、宅地建物取引業免許証にて事業に必要な資格を有していることを確認しましたので、本事業が確実に行われるものと思われま。

次に、事件番号2番です。現地の位置図を43ページと47ページに、地籍図、配置図を48ページと49ページに添付しております。まず、本件は違反転用の追認許可申請であります。譲受人は伊万里市波多津町[ ]番地[ ][ ]氏、譲渡人は福島町喜内瀬免[ ]番地[ ]氏です。申請地は[ ]から北東へ[ ]メートルであり、所在地は福島町喜内瀬免[ ]番[ ]、地目：田、[ ]平方メートルで、売買による所有権移転を行います。農地の区分は10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地で第2種農地であり、転用の目的は、隣接する[ ]番[ ]を併用して、譲受人の経営する[ ]への進入路として利用するものです。申請に至った経緯については、本件に関して昨年10月の総会でご審議いただいた違反転用事案でありまして、松浦市農業委員会の意見としては追認許可相当の内容で県に対して違反転用事案報告を提出しておりました。これに対して、県において追認許可相当との判断がされ、追認申請手続きの指示を受けましたので、本件の許可申請書が提出されたものです。土地利用については、平成29年8月頃に進入路として転用され、現在も引き続き利用されております。雨水は自然流下となっており、周辺には農地がないため近隣の営農に影響はなく、申請人からは今後は法令を遵守する旨の顛末書も提出されていることから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。以上、ご審議をお願いします。

議 長 議案の説明が終了しましたので、地元委員さんの意見もお聞きしたいと思います。事件番号1について、萩原推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員10番の萩原です。この申請書は以前、農協のスタンドがあった場所で、多分その時の登記漏れだと思われるところです。雨水排水ですが目の前の県道に下水道が通っており、その横に市の水路があるので何ら問題はないと思われます。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号2についても地元委員さんの意見をお聞きしたいと思います。早坂推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員13番の早坂です。先週、現地確認ということで事務局の方が5人、農業委員と推進委員の計7人で現地確認を行いました。それと確か以前にも1度か2度現地確認をやって、今までの経緯を考えますと当然当人が知らなかったとは言え、こういう事態になったとこと、何度も足を運んだ相当なコストを要したこと、これは当人も責任があると思いますが、農業委員会のほうも早期にこれを発見して早期に手続きしなかったということも問題があった。そういう意味でも当事者と農業委員会がお互いに連帯で責任をとったということになったと私は感じました。このことについて周りに農

地はありませんので何の問題もないということです。以上です。

議 長            ありがとうございます。今、早坂推進委員が言われたように、農業委員会としても、違反転用は早めに見つけて処理するということが非常に重要なことでございます。それでは現地確認に行かれた委員さんからも意見をお聞きしたいと思います。崎田委員お願いします。

9番                農業委員9番の崎田です。1番の土地は以前農協の土地で、最初の時点で地元の委員さんが言われるように登記漏れではなかったのかということで、現在残っている6.25平方メートルが新たに出てきたということでございますので問題は無いと確認いたしました。ご審議をお願いいたします。

8番                農業委員8番の田中です。事件番号2番ですけど、事務局と早坂推進委員さんのおっしゃられたとおり、手続きの順番が変わらないようにこういう案件は気をつけていきたいと思います。転用に関しては周りには何も農地もないので問題ないと思われま。ご審議方お願いします。

議 長            ありがとうございます。それでは地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからの説明が終了しましたので、ここで皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

5番                農業委員5番の武部です。事件番号1についてですが、この目的は一般住宅用地となっていますよね。計画の建物の配置とか書いていないのですが書かれていなかったのでしょうか。建物の配置関係とかそれによって排水とかいろいろと計画が立つわけですが、せっかくここまでしているなら建物の配置位入れてもらって説明したほうがいいと思います。転用は6.25平方メートルとたった2坪ですよ。また、事件番号2は転用目的が進入路となっていますが、進入路だけなののでしょうか。他にないのですか。資材置き場とか他の目的はないのでしょうか。以上です。

議 長            はい、それでは事務局お願いします。

事務局            事件番号1番の建物の配置とか図面の関係ですが、今回はあくまでも販売を目的とした宅地の造成ということで、どこにどういった建物を建てるかというのはまだ決まっていないので、事務局の説明としては放流先が決まっている雨水排水汚水生活雑排水は決まっているところまで確認できておりましたので説明をさせていただいた次第であります。建物の配置は確認していないところです。

                  事件番号2番の目的ですが、確かに土地が広いので他に何か使われるので

はないだろうかということもごもっともだと思います。先日の現地確認の立ち会いの場で代理人の方に別の用途で使うことはありませんか、と質問したところあくまでも進入路として使うのみだということでした。広いから駐車場とか使われる可能性もあるのかと思ったのですが、進入路として使われるということで確認をしたところでございます。転用の目的は進入路で、事務局も受付をして県に進達しようと考えているところでございます。以上です。

議長 事件番号1の質問ですが、通常であれば住宅用地や土地造成については、1年以内に建物を立てるということになっており、建物の配置図とかを添付することになっていますが、今回の場合はわずか6平方メートルの周辺の土地ということですので、建物等の配置図は求めないというところでございます。他に何か皆様の方からございませんか。ご意見もないようでございますので、農業委員会としては許可相当と意見を付して進達するというところでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第3号は許可相当と意見を付して進達するものといたします。次に議案第4号 土地改良事業法第3条資格者証明についてを議題とします。

事務局 議案第4号 土地改良法第三条資格者証明について説明いたします。9ページからご覧ください。9ページから11ページまでが小下しため池、12ページから14ページまでが松尾谷ため池、15、16ページが保立口ため池、17、18ページが大堤ため池、19、20ページが矢櫃ため池、21、22ページが中堤ため池分です。福島町の浅谷、志佐町の白浜・池成、今福町の仏坂地区において、県営農村地域防災減災事業によるため池整備が予定されている事に伴い、土地改良法第三条の資格の有無について、農林課より照会がっております。土地改良法に基づく土地改良事業の申請において、その事業に係る区域内にある土地について、土地改良法第三条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意が必要です。議案書の9ページから22ページに同意書を添付しております。土地改良法第三条の資格要件としては、事業に係る区域内に農地を有し耕作している者か、区域内の農地を借りて耕作している者となっております。あらかじめ、事務局において同意書に記載のある全員が農地の所有者であることを確認しております。なお、XXXXXXXXXX氏は令和2年5月8日に亡くなられたため三条資格者から除外されております。ご審議をお願いします。

補足ですが、事業における補助負担割合は国が55パーセント、県が29パーセント、市が14パーセント、受益者が2パーセントとなっております。

議 長 議案の説明が終わりました。土地改良法の三条資格者であることを農業委員会としましては証明をしなければ事業が進まないということですので、農林課のほうから三条資格者であることを農業委員会のほうで証明をしてくださいと来ているわけでございます。この件についてはそれぞれの事業主体で十分詰められて事業として出てきたもので問題はないと思われませんが、皆様方に見ていただいて、所有者であること、耕作者であることが必要条件になってきます。問題がなければ農業委員会で証明をしなければならないということになります。この案件についてお目通しいただいて何かお気づきの点とかございませんか。吉原委員、■■■■さんの後継者はおられますか。

10番 農業委員10番の吉原です。生前に遺言書を作っておられて孫の■■■■さんに全部登記済みです。その■■■■さんと同じ地番には住んでおられません。佐世保市にいらっしゃいます。

議 長 これは事業計画ですから、今後の事業につきましては■■■■さんからお孫さんに変えていかなければなりません。ただ今回の場合は当初計画の計画変更があってそれに同意しますということですから、前の人の印鑑がいるということで今回出されているようです。何かこの件についてお気づきの点とかございませんか。

(意見なし)

議 長 ご意見もないようでございますので、三条資格者であることを証明するという事で異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号は農業委員会としては三条資格者の証明をすることといたします。

次に議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 23ページをご覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和3年1月28日としております。24ページに賃貸借の再設定分、新規設定分を、25ページに使用貸借の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。以上でございます。

議 長 議案の説明が終わりました。これは皆さん方から出された掘り起こしの実績

でございます。お目通しいただきますようお願いいたします。ご意見はありませんか。

(意見なし)

議 長            それではご意見もないようでございますので、集積計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員            はい。

議 長            異議なしと認めます。よって議案第5号は計画のとおり集積計画を決定することといたします。公告予定を令和3年1月28日とさせていただきます。  
次に議案第6号 農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。

事務局            30ページをご覧ください。議案第6号 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。公社が■■■■氏から借受けた分を■■■■氏に貸付ける分で、10年間の賃貸借契約になります。32ページに■■■■氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしくお願いいいたします。以上でございます。

議 長            議案の説明が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。この配分計画について何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

議 長            ご意見もないようですので、配分計画(案)どおり問題ないという意見を提出することに異議ございませんか。

委 員            はい。

議 長            委員会としては問題ないということで意見を提出することといたします。  
次に議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

事務局            議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案は36ページです。事件番号1と2は農用地区域への編入です。

事件番号1ですが、所在地は御厨町上登木免■■■■番■■、地目：田、■■■■平方メートル、同所■■■■番■■、地目：田、■■■■平方メートルの2筆で、松浦市役所御厨支所から■■■■に■■■■キロメートルのところであり、所有者は御厨町横久保免■■■■番地■■■■■■■■氏です。変更の理由は、竜尾川土地改良区の圃場

整備事業時の農用地の指定漏れであったため編入するものです。

事件番号2は、所在地は志佐町栢木免[ ]番、地目：田、[ ]平方メートル、[ ]番、地目：畑、[ ]平方メートルの2筆で、松浦市役所から[ ]に[ ]キロメートルのところにあり、所有者は志佐町栢木免[ ]番地[ ]氏です。変更の理由は中山間地域等直接支払制度を活用するためです。以上、2件は編入によるものであり問題ないと考えます。

事件番号3は農用地区域からの除外です。所在地は志佐町柚木川内免[ ]番、地目：畑、[ ]平方メートルの1筆で、柚木川内公民館から[ ]メートルのところにあり、所有者は福岡県春日市大和町[ ]氏、申請者は志佐町柚木川内免[ ]氏です。変更の目的は、住宅建築のために一般住宅用地として利用するためです。土地利用計画では現状のまま利用し、土留め工事により土砂の流出を防ぎます。排水は雨水を水路放流、汚水及び生活雑排水を合併浄化槽で処理し同じく水路放流との計画です。申請地は、農用地区域の端に位置し、除外されても農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もなく、周辺農地への影響もないものと考えられ、農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれます。

事件番号4は、用途区分の変更です。所在地は鷹島町原免[ ]、地目：畑、[ ]平方メートルの1筆で、鷹島支所から[ ]に[ ]キロメートルのところにあり、所有者は鷹島町原免[ ]番地[ ]氏、申請者は息子の[ ]氏です。変更の目的は、経営規模拡大のため牛舎及び倉庫を建築するために農用地から農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。以上4件、ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 議案の説明が終わりました。それぞれの地区の委員さんからも意見を聞きたいと思います。事件番号1について、松田推進委員お願いします。

推進委員 推進委員1番の松田です。事務局から説明がありましたとおり、ここは竜尾川土地改良区の敷地内で、図面では51ページに載っています。ここが漏れていたということが最近まで分からなくて、今後いろんな制度を利用する場合にどうしても編入しておいた方が良さだろうということで地主さんが話をされていました。問題ないものと思われます。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。次に事件番号2について吉原委員お願いします。

10番 農業委員10番の吉原です。現地確認はありませんでしたが、中山間直接支払制度を利用するために農振地域に編入することですから問題ないと思われます。

議 長 ありがとうございます。事件番号3についてもお願いします。百枝推進委員お願いします。

推進委員 推進委員9番の百枝です。現地確認は3月1日に行いました。申請者宅の前にある畑というところで、きれいに水田耕作地と水路を隔てて分かれている地形ですので、農業上の問題は転用されても差し支えないと判断をしたところ。あと所有者と申請者の関係が今後譲られるのかどうされるのか、借り入れて家を建てられるのかはまだ確認ができておりませんので、事務局のほうで分かりましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは事件番号4について北川推進委員お願いします。

推進委員 推進委員18番の北川です。1月22日に現地確認を事務局と行いました。内容については事務局の説明のとおりでございます。啓介氏は現在繁殖牛を160頭ほど肥育しておりまして隣接する育成牛舎が手狭になったと考えておられまして、増設することになったと思っております。この件に関しては問題ないと思っております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。今、地元委員さんから意見をお聞きしたが、別に整備計画の変更については問題ないというご意見でございます。ここで皆さん方の質疑を受けたいと思います。この案件につきましてご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 ご意見もないようでございますので、議案第7号については農業振興上問題ないという意見書を提出するものといたします。

次に議案第8号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について議題といたします。

事務局 議案第8号について説明いたします。議案は37ページです。また、スライドを用意しておりますのでそちらも併せてご覧ください。

事件番号1、申出人は佐世保市桑木場町■■番地■■■■氏で、土地の所在地は今福町東免■■■■番■■、台帳地目：畑、■■■■平方メートルの1筆です。この件に関し、1月21日に地元委員の武部委員と現地調査を行いました。現場は西九州自動車道の今福インターから■■■■に■■■■キロメートルのところであり、国道204号線の沿線にあります。現地は、らっきょう畑と

して利用されていたようですが、40年以上前から耕作されておらず、スライドのように雑木や竹が茂っており農地としての様相を呈しておりませんでした。この状況から、農地への復元は非常に困難な状況であり、荒廃化・非農地化を認める可否判断においては、いずれも「可」が妥当であると判断しているところです。

事件番号2、申出人は調川町下免■■■■番地■■■■氏で、土地の所在は調川町下免■■■■番、台帳地目：田、■■■■平方メートルの1筆です。この件に関し、1月22日に地元委員の村田推進委員と現地調査を行いました。現地は、西九州自動車道の調川インターから■■■■に■■■■メートルにあります。現地は、田として利用されていたようですが、20年以上前から耕作されておらず、現地までの進入路も分からない状態でありました。状況はスライドにあるとおり暖竹や雑木が茂っており、農地の様相を呈しておりませんでした。この状況から、農地への復元は非常に困難な状況であり、荒廃化・非農地化を認める可否判断においては、いずれも「可」が妥当であると判断しているところです。以上、ご審議をお願いします。

議 長 議案の説明が終了しましたので、まず地元員さんの意見をお聞きしたいと思います。事件番号1について武部委員をお願いします。

5番 農業委員5番の武部です。事務局から説明されたとおり、本件の土地は以前らっきょうを栽培されていたが家庭の事情で約40年以上前から耕作放棄され、現場は雑木が生い茂り、農地全体を繁茂しその中には孟宗竹も立っている状況で敷地全体を覆っており、これを容易に農地に復旧するには多額の費用を要すると思われます。当地は平成18年ごろに国土調査が実施されていますが、その時点で既に荒廃していたと付近の住民の方は話をされています。従いまして、本件議案の農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについては該当すると思われます。よろしくご審議方をお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号2についても地元委員さんの意見を聞きたいと思います。村田推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員11番の村田です。事務局から説明がありましたとおり、現地に入っていく耕作道路等もなく両脇が山林で覆われておりまして、雑木が生い茂っていたような状態でした。水路という水路も見当たらず本当に田だったのだろうかを見て参りました。これを農地に復元することは難しいと思いますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。事件番号1、2について地元委員さんからは農地に復元するのは難しいだろうというご意見でございます。ここで皆様方の質

疑を受けたいと思います。この案件につきまして皆様の方からご意見等ございませんでしょうか。ございませんでしょうか。ご意見もないようでございますので、申請どおり非農地通知を交付するというところでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 異議なしと認め、議案第8号は申請どおり非農地通知を交付するものいたします。

次に議案第9号 松浦市農地賃借料情報の公開についてを議題とします。

事務局 議案第9号について説明いたします。議案の39ページをご覧ください。令和2年1月から令和2年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10アール当り）は、以下のとおりとなっております。ということで、農地法第52条に基づき、次のとおり公表することとしております。

資料39ページと40ページに実際に公表する内容を載せておりますが、これは、令和2年1月から令和2年12月までに実際に締結された賃貸借契約を集計したものです。項目としては、それぞれ田畑、用途ごとに、地区別に分類して平均額と最高、最低額を算出しております。なお、集計する際には、明らかに特別な事情により取引されたと思われるものについては、除いております。資料41ページと42ページには、参考として平成28年度から昨年度までの賃借料の推移を載せております。データ数は、集計に用いた筆数です。明らかに特別な事情で取引されたものと推測されるデータを除いております。算出方法を書いておりますが、全賃借データの平均した賃借料の1.7倍を超える賃借料のものと、0.7倍未満のものを除いております。例としましては、平均額が1万円のと、1万7千円を超えるものについて除いております。下限についてはその逆で、1万円から7千円を引いた3千円未満のものは除いております。それから、賃借料を物納支給、水稻の場合玄米になると思いますが、その場合は、60キログラム当り、令和2年度産の一等米と二等米の平均で13,350円として換算しております。金額は算出結果の10の位を四捨五入して100円単位としております。この内容で公表してよいか、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 議案の説明が終わりました。これは今まで公表されたものを集計したものでございます。何かお気づきの点とかございませんか。

推進委員 推進委員9番の百枝です。小さな質問ですが、データ件数の合計が合わないところが2、3箇所ありますが、例えば39ページの1番下のところですが、合計が21件となっていて3データ(18+10+7)の計になりませんがどういった

ことでしょうか。そういったところが2箇所ほどありましたので。

事務局　　今の件についてお答えしますが、これは旧松浦地区だけの件数、旧福島地区だけの件数、旧鷹島地区だけの件数、そして松浦市全体での件数ということで、それぞれの数字を出しており、計算方法として土平均値の70パーセント以内で算出しますので、どうしても件数が合わなくなります。例えば100件のデータがあったとして、その平均を出した場合、平均から上限70パーセントということではみ出した分は切り捨てていますので、件数が合わなくなります。ですから、その辺は気にされないで良いかと思います。それぞれの地区で数値を出しているのでデータ数は合いません。単純に筆の合計が総合計になっておりません。

議　長　　他に何か質問ございませんか。

(意見なし)

議　長　　ご意見もないようでございますので、松浦市の賃借料の情報としてはこれを公表したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委　員　　はい。

議　長　　それではこの数値で公表することといたします。以上をもちまして付議事項については全て終了させていただきます。総括して皆様の方から何かご意見等はございませんか。

(意見なし)

本日の総会は以上をもちまして終了させていただきます。次回は2月25日木曜日13時30分から市民ホールを予定しております。それではこれで終了いたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 20 分